

宮 城 県 公 報

令和 7 年 9 月 30 日（火）
定期第 636 号

目 次

規則

- 教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則（人事課）
- 知事の所管する条例等に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則（デジタルみやぎ推進課）

告示

- 種畜預託規程の一部を改正する告示（畜産課）
- 漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果（区域内特定養殖業者）（水産林政総務課）
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定（防災砂防課）

公告

- 人事行政の運営等の状況の公表（人事課）

人事委員会

- 人事委員会規則 7—33（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）

宮城海区漁業調整委員会

- まだら固定式刺し網漁業の制限（宮城海区漁業調整委員会事務局）

正誤

- 宮城県公報第 612 号（令和 7 年 6 月 27 日付け）中

次の規則をここに公布する。

令和 7 年 9 月 30 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県規則第 124 号 教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

宮城県規則第 125 号 知事の所管する条例等に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則（昭和51年宮城県規則第60号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																								
（教育委員会等への委任） 第2条 〔略〕 <table> <tr> <th>区分</th><th>事務</th></tr> <tr> <td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr> <tr> <td>教育委員会の地方機関及び教育機関の長</td><td> 所掌事項に係る次に掲げる財務事務に關すること。ただし、第4号から第6号までに掲げるものにあつては、教育機関の長に限る。 1～9 〔略〕 10 令達予算に基づく請負代金額1件<u>400万円以下</u>の工事の検査 </td></tr> </table> （警察本部長等への委任） 第3条 〔略〕 <table> <tr> <th>区分</th><th>事務</th></tr> <tr> <td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr> <tr> <td>警察署長</td><td> 1～7 〔略〕 8 令達予算に基づく請負代金額1件<u>400万円以下</u>の工事の検査 </td></tr> </table> （補助執行） 第5条 〔略〕 (1)～(7) 〔略〕 (8) 教育委員会の地方機関及び教育機関の長並びに警察署長の行	区分	事務	〔略〕	〔略〕	教育委員会の地方機関及び教育機関の長	所掌事項に係る次に掲げる財務事務に關すること。ただし、第4号から第6号までに掲げるものにあつては、教育機関の長に限る。 1～9 〔略〕 10 令達予算に基づく請負代金額1件<u>400万円以下</u>の工事の検査	区分	事務	〔略〕	〔略〕	警察署長	1～7 〔略〕 8 令達予算に基づく請負代金額1件<u>400万円以下</u>の工事の検査	（教育委員会等への委任） 第2条 〔略〕 <table> <tr> <th>区分</th><th>事務</th></tr> <tr> <td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr> <tr> <td>教育委員会の地方機関及び教育機関の長</td><td> 所掌事項に係る次に掲げる財務事務に關すること。ただし、第4号から第6号までに掲げるものにあつては、教育機関の長に限る。 1～9 〔略〕 10 令達予算に基づく請負代金額1件<u>250万円未満</u>の工事の検査 </td></tr> </table> （警察本部長等への委任） 第3条 〔略〕 <table> <tr> <th>区分</th><th>事務</th></tr> <tr> <td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr> <tr> <td>警察署長</td><td> 1～7 〔略〕 8 令達予算に基づく請負代金額1件<u>250万円未満</u>の工事の検査 </td></tr> </table> （補助執行） 第5条 〔略〕 (1)～(7) 〔略〕 (8) 教育委員会の地方機関及び教育機関の長並びに警察署長の行	区分	事務	〔略〕	〔略〕	教育委員会の地方機関及び教育機関の長	所掌事項に係る次に掲げる財務事務に關すること。ただし、第4号から第6号までに掲げるものにあつては、教育機関の長に限る。 1～9 〔略〕 10 令達予算に基づく請負代金額1件<u>250万円未満</u>の工事の検査	区分	事務	〔略〕	〔略〕	警察署長	1～7 〔略〕 8 令達予算に基づく請負代金額1件<u>250万円未満</u>の工事の検査
区分	事務																								
〔略〕	〔略〕																								
教育委員会の地方機関及び教育機関の長	所掌事項に係る次に掲げる財務事務に關すること。ただし、第4号から第6号までに掲げるものにあつては、教育機関の長に限る。 1～9 〔略〕 10 令達予算に基づく請負代金額1件<u>400万円以下</u>の工事の検査																								
区分	事務																								
〔略〕	〔略〕																								
警察署長	1～7 〔略〕 8 令達予算に基づく請負代金額1件<u>400万円以下</u>の工事の検査																								
区分	事務																								
〔略〕	〔略〕																								
教育委員会の地方機関及び教育機関の長	所掌事項に係る次に掲げる財務事務に關すること。ただし、第4号から第6号までに掲げるものにあつては、教育機関の長に限る。 1～9 〔略〕 10 令達予算に基づく請負代金額1件<u>250万円未満</u>の工事の検査																								
区分	事務																								
〔略〕	〔略〕																								
警察署長	1～7 〔略〕 8 令達予算に基づく請負代金額1件<u>250万円未満</u>の工事の検査																								

う工事に係る検査に関すること。ただし、請負代金額が1件<u>400万円を超え</u>1,000万円未満のものに係る検査に限る。 (9)・(10) [略] 2～8 [略]	う工事に係る検査に関すること。ただし、請負代金額1件<u>250万円以上</u>1,000万円未満のものに係る検査に限る。 (9)・(10) [略] 2～8 [略]
---	---

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

知事の所管する条例等に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

知事の所管する条例等に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成19年宮城県規則第86号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
別表第 2（第 3 条関係）	別表第 2（第 3 条関係）												
<table border="1"> <tr> <td>補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号）</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> </table>	補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号）	[略]			<table border="1"> <tr> <td>補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号）</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td><u>証紙規則（昭和39年宮城県規則第33号）</u></td><td><u>第14条第 2 項及び第19条第 1 項</u></td></tr> </table>	補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号）	[略]	<u>証紙規則（昭和39年宮城県規則第33号）</u>	<u>第14条第 2 項及び第19条第 1 項</u>				
補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号）	[略]												
補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号）	[略]												
<u>証紙規則（昭和39年宮城県規則第33号）</u>	<u>第14条第 2 項及び第19条第 1 項</u>												
別表第 4（第 5 条関係）	別表第 4（第 5 条関係）												
<table border="1"> <tr> <td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>土地改良財産の管理及び処分に関する規則</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> </table>	[略]	[略]	土地改良財産の管理及び処分に関する規則	[略]			<table border="1"> <tr> <td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>土地改良財産の管理及び処分に関する規則</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td><u>証紙規則</u></td><td><u>第14条第 2 項及び第19条第 1 項</u></td></tr> </table>	[略]	[略]	土地改良財産の管理及び処分に関する規則	[略]	<u>証紙規則</u>	<u>第14条第 2 項及び第19条第 1 項</u>
[略]	[略]												
土地改良財産の管理及び処分に関する規則	[略]												
[略]	[略]												
土地改良財産の管理及び処分に関する規則	[略]												
<u>証紙規則</u>	<u>第14条第 2 項及び第19条第 1 項</u>												

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 7 年10月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 証紙規則を廃止する規則（令和 7 年宮城県規則第84号）附則第 6 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同規則による廃止前の証紙規則（昭和39年宮城県規則第33号）第19条第 1 項の規定による記帳整理については、改正前の別表第 2 及び別表第 4 の規定（それぞれ証紙規則第19条第 1 項に係る部分に限る。）は、なおその効力を有する。

宮城県告示第 592 号

種畜預託規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 9 月 30 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

種畜預託規程の一部を改正する告示

種畜預託規程（昭和 42 年宮城県告示第 262 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<u>（手数料の納入方法）</u> 第 6 条 条例第 3 条の知事が別に定める方法は、次に掲げる方法とする。 (1)～(3) 〔略〕	<u>（納入方法の特例）</u> 第 6 条 条例第 3 条ただし書に規定する知事が特別の事情がある<u>と認める場合の納入は</u>、次に掲げる方法<u>のいずれかによるもの</u>とする。 (1)～(3) 〔略〕

附 則

この告示は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

宮城県告示第593号

漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号。以下「法」という。）第 125 条の 6 第 3 項において準用する法第 105 条の 2 第 3 項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第 125 条の 6 第 1 項に規定する要件に適合するものと認める。

令和 7 年 9 月 30 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区の名称	宮城県第 11 加入区
区 分	平成 19 年宮城県告示第 318 号（漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定）で告示された宮城県漁業協同組合の表浜支所の地区
同意成立の届出年月日	令和 7 年 9 月 9 日
発起人の住所及び氏名	宮城県石巻市小湊浜南 1 番地 33 木村 忠良 宮城県石巻市小湊浜南 1 番地 2 布川 章義
養殖業の種類	漁業災害補償法施行令（昭和 39 年政令第 293 号）第 18 条の 4 に規定するのり養殖業
区域内特定養殖業者数	3 人

宮城県告示第594号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

令和 7 年 9 月 30 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項	縦覧場所
上ノ山の 1	急傾斜地の崩壊	宮城郡七ヶ浜町花渕浜字上ノ山、字新三月田、字舘下	次の図のとおり	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県仙台土木事務所
清水の 1	急傾斜地の崩壊	宮城郡七ヶ浜町代ヶ崎浜字西、字八ヶ森、字清水		
清水の 2	急傾斜地の崩壊	宮城郡七ヶ浜町代ヶ崎浜字清水、字八ヶ森		

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。）

宮城県の任用、給与、勤務条件等の人事行政運営の全般を明らかにし、人事行政における公正性及び透明性を確保するため、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年宮城県条例第 20 号）第 4 条の規定に基づき、宮城県の令和 6 年度における人事行政の運営の状況及び人事委員会の業務の状況について別冊のとおり公表する。

令和 7 年 9 月 30 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

人事委員会規則 7—33（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 9 月 30 日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

人事委員会規則 7—33—79

人事委員会規則 7—33（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和 32 年宮城県条例第 29 号）に基づき、人事委員会規則 7—33（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第 1 級別標準職務表（第 3 条関係）			別表第 1 級別標準職務表（第 3 条関係）		
給料表の種類	職務の級	給与条例別表第 5 の 2 に定める級別標準職務表に掲げる職務と同程度の職務	給料表の種類	職務の級	給与条例別表第 5 の 2 に定める級別標準職務表に掲げる職務と同程度の職務
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
公安職給料表	5 級	1～3 [略] 4 警察本部の秘書官、留置管理指導官、術科指導官、犯罪抑止指導官、少年事件指導官、生活経済指導官、サイバー犯罪対策官、通信指令官、検視官、告訴事件指導官、組織窃盗対策官、捜査支援分析官、匿名・流動型犯罪グループ対策官、被害者連絡調整官、交通事故事件捜査対策官、交通事故分析官、交通事故鑑識官、高齢運転者対策指導官又は総合情報分析官の職務 5～12 [略]	公安職給料表	5 級	1～3 [略] 4 警察本部の秘書官、留置管理指導官、術科指導官、犯罪抑止指導官、少年事件指導官、生活経済指導官、サイバー犯罪対策官、通信指令官、検視官、告訴事件指導官、組織窃盗対策官、捜査支援分析官、被害者連絡調整官、交通事故事件捜査対策官、交通事故分析官、交通事故鑑識官、高齢運転者対策指導官又は総合情報分析官の職務 5～12 [略]
	[略]	[略]		[略]	[略]
	7 級	1・2 [略]		7 級	1・2 [略]

改 正 後			改 正 前		
		3 警察本部の企画官、上席監察官、監察官、会計調査官、人事調査官、採用調査官、上席術科指導官、犯罪抑止対策官、人身安全対策官、経済調査官、サイバー犯罪捜査指導官、雑踏警備対策官、警ら指導官、刑事指導官、総括検視官、広域捜査官、性犯罪捜査指導官、特別捜査指導官、盗犯捜査指導官、匿名・流動型犯罪グループ対策総括指導官、匿名・流動型犯罪グループ対策指導官、組織犯罪捜査指導官、暴力団対策指導官、交通事故事件捜査指導官、交通聴聞官又は警備指導官の職務 4～10 [略]			3 警察本部の企画官、上席監察官、監察官、会計調査官、人事調査官、採用調査官、上席術科指導官、犯罪抑止対策官、人身安全対策官、経済調査官、サイバー犯罪捜査指導官、雑踏警備対策官、警ら指導官、刑事指導官、総括検視官、広域捜査官、性犯罪捜査指導官、特別捜査指導官、盗犯捜査指導官、組織犯罪捜査指導官、暴力団対策指導官、交通事故事件捜査指導官、交通聴聞官又は警備指導官の職務 4～10 [略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
備考 [略]			備考 [略]		

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

宮城海区漁業調整委員会指示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、石巻市網地島濤波岐崎正東の線以北の宮城県地先海面（共同漁業権区域を除く。以下「規制区域」という。）において、20トン未満の漁船を使用して行うまだら固定式刺し網漁業（以下「まだら固定式刺し網漁業」という。）の操業については、次のとおり制限する。

令和7年9月30日

宮城海区漁業調整委員会
会 長 尾 定 誠

1 制限期間

令和8年1月1日から令和8年2月28日まで

2 操業区域

石巻市網地島濤波岐崎正東の線以北の宮城県地先海面

3 漁業時期

令和8年1月1日から令和8年2月28日まで

4 操業の届出

規制区域においてまだら固定式刺し網漁業を操業しようとする者は、使用漁船ごとに、別紙まだら固定式刺し網漁業操業事務取扱要領に定めるところにより、宮城海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）に届出をしなければならない。

5 操業の条件

- (1) 4の届出をした者（以下「届出者」という。）は、操業する際、委員会が交付する届出を受理したことを証する書面を漁船に備え付けなければならない。
- (2) 届出者は、操業期間中、別に定める標識を漁船の船橋の両側又は両舷、船外機船にあっては船体の見やすい場所に表示しなければならない。
- (3) 操業方法は、朝刺し網（おおむね午前4時に投網し、午前7時に揚網を開始する操業方法）又は留刺し網（朝刺し網以外の操業方法）によるものとする。なお、1日の操業につき、朝刺し網と留刺し網のいずれか一方のみ操業できるものとする。
- (4) 漁具を敷設している間においては、その周辺海域に待機しなければならない。ただし、沖合底びき網漁業禁止ラインより岸側に敷設する場合であって、他種漁業を営む者との間で事前に調整がなされている場合はこの限りでない。
- (5) 朝刺し網により沖合底びき網漁船と漁場が競合する海域において操業（漁具の投網（敷設）から揚網終了までの間）する場合は、沖側の漁具に設置した標識（ボンデン）付近に待機し、トラブル回避のために定めた共通の無線チャンネルを通じて、常時傍受できる状態にしておくほか、必要に応じ、連絡代表船を介し、無線又は船舶電話等により交信し、トラブル回避に努めなければならない。
- (6) 漁具の両端には、宮城県漁業調整規則（令和2年宮城県規則第103号）第60条第1項に規定する標識をしなければならない。
- (7) 漁業時期終了後は、1か月以内に漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。
- (8) 届出者は、当該漁業者間で協議し、操業ルールを定めるとともに、定められた操業ルールを遵守するよう努めなければならない。

（別紙）

まだら固定式刺し網漁業操業事務取扱要領

（操業の届出及び変更の届出）

第1 まだら固定式刺し網漁業の制限（令和7年宮城海区漁業調整委員会指示第2号。以下「委員会指示」という。）4の届出（以下「届出」という。）をしようとする者は、まだら固定式刺し網

漁業操業届出書（様式第1号。以下「操業届出書」という。）を宮城海区漁業調整委員会（仙台市青葉区本町3丁目8番1号 宮城県水産林政部水産業振興課内。以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

2 届出をした者（以下「届出者」という。）は、操業届出書の記載事項に変更が生じたときは、遅滞なくまだら固定式刺し網漁業変更届出書（様式第2号。以下「変更届出書」という。）を委員会に提出しなければならない。

3 操業届出書及び変更届出書は、届出者の所属する漁業協同組合が取りまとめ、まだら固定式刺し網漁業操業届出一覧表（様式第3号）を添えて提出するものとする。

（届出書の受理）

第2 操業届出書及び変更届出書は、漁業法（昭和24年法律第267号）その他の関係法令に抵触しない場合及び漁業調整上支障がない場合に限り受理するものとする。

（届出済証の交付）

第3 委員会は、第2の規定に基づき届出を受理したときは、届出者の住所の所在地を管轄する地方振興事務所（以下「地方振興事務所」という。）を通じ、漁船（漁ろう装置及び漁網を含む。）を確認の上、届出を受理したことを証する書面（以下「届出済証」という。）を届出者に交付する。

2 届出済証の交付を受けようとする者は、あらかじめ地方振興事務所に連絡の上、その指示を受けなければならない。

（船体の標識）

第4 委員会指示5の（2）で別に定める標識は、様式第4号とする。

（漁獲成績報告書）

第5 委員会指示5の（7）の漁獲成績報告書は、様式第5号とする。

2 前項の漁獲成績報告書には、操業期間中に宮城県内の地方卸売市場に水揚げした実績を確認できる書類（水揚げ仕切書等の写し）を添付するものとする。

（操業届出書等の経由）

第6 操業届出書、変更届出書及び第5の漁獲成績報告書は、地方振興事務所を経由して提出するものとする。

(様式第1号)

まだら固定式刺し網漁業操業届出書

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住 所
氏 名

まだら固定式刺し網漁業を操業したいので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 漁業時期 令和8年1月1日から同年2月28日まで
- 2 操業区域 石巻市網地島濤波岐崎正東の線以北の宮城県地先海面。
ただし、共同漁業権区域を除く。

3 使用船舶

- (1) 船 名
- (2) 漁船登録番号
- (3) 総トン数
- (4) 推進機関の種類及び馬力数
- (5) 無線の有無

4 漁具の規模

k m	×	張り	=	k m
k m	×	張り	=	k m
k m	×	張り	=	k m
		合計		k m

5 届出理由

※ 以下は記入しないでください。

届出番号 宮まだら固 第 号

この届出を受理します。

宮城海区漁業調整委員会
会 長 尾 定 誠 印

(A4縦)

(様式第2号)

まだら固定式刺し網漁業変更届出書

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住 所
氏 名

先に届出した内容について、次のとおり変更したので届け出ます。

記

- 1 届出済証番号 宮まだら固第 号
- 2 船 名
- 3 変更の内容

項 目	変 更 前	変 更 後

- 4 変更の理由

(A 4 縦)

まだら固定式刺し網漁業操業届出一覧表

年 月 日

(長吸米)

[illegible]

(A4横)

(様式第 4 号)

宮まだら固第	号○
--------	----

- 1 文字及び数字（届出済証番号）の大きさは 8 センチメートル以上とし、太さは 1.5 センチメートル以上とすること。
- 2 文字、数字（届出済証番号）及び枠は、朱色とすること。
- 3 ○印には、所属漁協（宮城県漁業協同組合にあっては、所属支所）の頭文字を記入すること。

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

提出年月日： 年 月 日

所属漁協名		承認証番号	宮まだら固第 号
氏 名		船 名	
刺 網 の 目 合： 寸 分 (cm)		乗 組 員 数	人
規 模 総延長： m ・ 使用反数： 反		※船主（船頭）を除いた人数を記載	

年 月分

日	漁場 番号	水深 (m)	数 量 (kg)	尾数 (尾)	金額 (千円) ※税抜き	操業方法 (いづれかに○印をする)
1						朝刺し網 ・ 留刺し網
2						朝刺し網 ・ 留刺し網
3						朝刺し網 ・ 留刺し網
4						朝刺し網 ・ 留刺し網
5						朝刺し網 ・ 留刺し網
6						朝刺し網 ・ 留刺し網
7						朝刺し網 ・ 留刺し網
8						朝刺し網 ・ 留刺し網
9						朝刺し網 ・ 留刺し網
10						朝刺し網 ・ 留刺し網
旬計						
11						朝刺し網 ・ 留刺し網
12						朝刺し網 ・ 留刺し網
13						朝刺し網 ・ 留刺し網
14						朝刺し網 ・ 留刺し網
15						朝刺し網 ・ 留刺し網
16						朝刺し網 ・ 留刺し網
17						朝刺し網 ・ 留刺し網
18						朝刺し網 ・ 留刺し網
19						朝刺し網 ・ 留刺し網
20						朝刺し網 ・ 留刺し網
旬計						
21						朝刺し網 ・ 留刺し網
22						朝刺し網 ・ 留刺し網
23						朝刺し網 ・ 留刺し網
24						朝刺し網 ・ 留刺し網
25						朝刺し網 ・ 留刺し網
26						朝刺し網 ・ 留刺し網
27						朝刺し網 ・ 留刺し網
28						朝刺し網 ・ 留刺し網
29						朝刺し網 ・ 留刺し網
30						朝刺し網 ・ 留刺し網
31						朝刺し網 ・ 留刺し網
旬計						
合計						

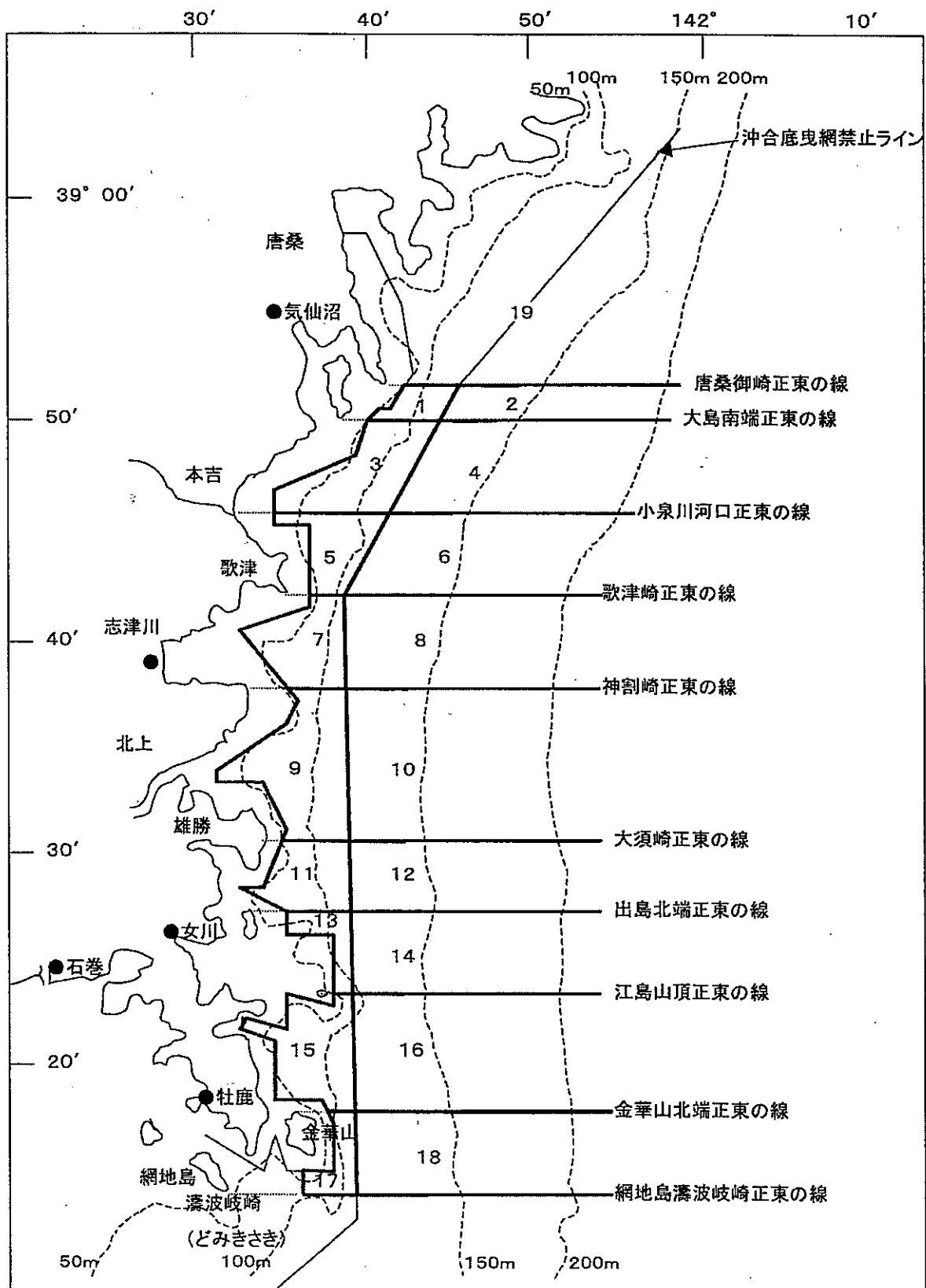
まだら固定式刺し網漁業の操業に要した経費（1月、2月のどちらかの月のみ操業の場合は、操業月の報告に経費を記載、1～2月に操業した場合は、2月の報告書に操業に要した経費の合計を記載する）

漁具費	燃料費	人件費	その他（ ）	経費合計
千円	千円	千円	千円	千円

※人件費は乗組員の人件費を記載願います（船主（船頭）分を除く）。

※金額は千円未満切り捨てで報告願います。

宮城県地先海面における「まだら固定式さし網漁業」操業区域



ページ	行	正	誤
48	19	「療育手帳の交付を受けている者で、」 の次に「「療育手帳制度の実施について」	「療養手帳の交付を受けている者で、」 の次に「「療養手帳制度の実施について」
50	17	東松島市赤井字八反谷地69番2地先から	東松島市赤井字八反谷地69番地2先から
50	18	東松島市赤井字南三225番1地先まで	東松島市赤井字南三225番地1先まで
68	2	審査請求をすることができます(なお、 処分の通知を受けた日から3か月以内 であっても、処分の日から1年を経過 すると審査請求をすることができなくな ります。)	審査請求することができます(なお、 処分の通知を受けた日から3か月以内 であっても、処分の日から1年を経過 すると審査請求をすることができなくな ります。)
68	14	宮城県公安委員会に対して審査請求を することができます。	宮城県公安委員会に対して 審査請求 をすることができます。
68	16	審査請求をすることができなくな ります。	審査請求をすることができなくな ります。)